

知多都市計画道路 1・3・6号西知多道路 環境影響評価準備書に対する知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境への配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。
- (3) 事業実施に至るまでに長期間を要する可能性があることから、必要に応じて事業実施段階における環境の状況を把握すること。
- (4) 知多市南粕谷本町付近において、道路構造として函渠を選定するに至った検討経緯を詳細に記載すること。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 住居等の近傍における工事の実施に当たっては、建設機械の配置、稼働時間帯に配慮し、建設機械の稼働に係る騒音の低減に努めること。
- (2) 対象事業実施区域周辺では、効率的な運行による車両台数の抑制及び平準化、低公害型車両の積極的な導入を図り、工事用車両の運行に伴う道路沿道への大気質、騒音及び振動の影響をより一層低減するよう努めること。
- (3) 騒音について、対象事業実施区域周辺には静穏な地域もあることから、環境保全措置を実施するとした場所以外においても、必要に応じて、工事中における防音シートなどの遮音対策や供用時における遮音壁の設置を行うこと。また、対象道路において、住民等への影響のさらなる低減を図るため、必要に応じて、低騒音舗装の敷設等を行うこと。

3 水質

- (1) 工事に伴い裸地等から発生する濁水の流出防止のため、必要に応じて設置している沈砂池等について、十分な能力を有する沈砂池等にするとともに維持管理を適切に行うこと。
- (2) 河川、ため池等の水域における工事の実施に当たっては、濁水の流出を防止するため、適切な措置を講じること。

4 地盤沈下、地下水の利用

函渠部分の工事に係る環境保全措置として、「止水性のある土留壁の設置」や「観測修正法の実施」を行うとしているが、これらの環境保全措置の内容をわかりやすく記載すること。

5 動物、植物、生態系

- (1) 環境保全措置及び事後調査の実施に当たっては、専門家の指導や助言を得なが

- ら、関係機関と連携のもと適切に行うこと。
- (2) コオイムシ等の環境保全措置として照明器具の改良を行うとしているが、住民の健康に影響を及ぼさない範囲で、昆虫の走光性を考慮したLEDライトの採用を検討すること。
 - (3) 環境保全措置として実施する橋脚設置位置の検討、工事計画及び施工時の配慮に当たっては、動植物への影響をできる限り低減する内容とすること。
 - (4) 盛土や切土法面等は、外来種による生態系の攪乱を防止するため、極力在来種による緑化を行うとしているが、緑化に当たっては、生物多様性に配慮して、改変に伴い発生する表土を活用するとともに、多様な植生となるよう努めること。また、生物多様性に配慮した維持管理に努めること。
 - (5) 生態系について、上位性の視点から生態系を特徴づける注目種としてキツネを追加し、キツネに係る影響についても予測・評価を行うこと。
 - (6) テンやホンドタヌキの環境保全措置として、跨道橋及びボックスカルバートの活用により、移動経路を確保するとしているが、こうした施設の設置や農道、水路等の付け替えに当たっては、動物の移動経路を踏まえた位置に設置するとともに、その構造の決定等についても、地域の生態系ネットワークの形成に配慮すること。
 - (7) 知多半島地域における生態系ネットワーク形成の一環として進められている臨海工業地帯の企業緑地での取組等との整合性が十分に図られるよう検討すること。

6 景観

遮音壁の設置に当たっては、周辺景観との調和に努めること。また、その影響について、できる限りわかりやすく示すこと。

7 廃棄物等

工事中に発生する廃棄物等について、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正かつ迅速に処理すること。

8 温室効果ガス

事業に伴う温室効果ガス排出量を把握するとともに、温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。

9 事後調査

事後調査の手法について、できる限り具体的に示すこと。

10 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。